

第 1 1 回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和5年4月25日(火)

開催場所 菖蒲総合支所4階第一集会室

開会時刻 午後2時30分

閉会時刻 午後4時12分

第11回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 経過報告

第 5 会長提出議案上程

議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第50号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第52号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

議案第53号 久喜市農用地利用配分計画の原案について

第 6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 7 報告第51号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第52号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第53号 農地法第5条の規定による許可の取消申出について

報告第54号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第55号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第56号 時効取得を原因とする所有権移転の通知について

第 8 協議事項

第 9 農政問題に対する質疑・応答

第10 閉 会

農業委員

出席委員 16名

会 長	長 谷 川	勲 君	会長代理	杉 田	孝 行 君
2 番	岸 田	一 男 君	3 番	池 田	庄 司 君
4 番	岡 田	武 君	6 番	柴 崎	行 雄 君
7 番	高 橋	真 一 君	8 番	大 澤	一 樹 君
9 番	渡 邊	敏 男 君	10 番	小 沼	健 司 君
11 番	高 橋	七 海 君	12 番	坂 卷	昭 一 郎 君
13 番	宮 城	与 四 郎 君	14 番	野 口	和 幸 君
16 番	坂 卷	泰 子 君	17 番	早 野	公 夫 君

欠席委員 2名

5 番	川 鍋	優 君	15 番	籠 宮	信 寿 君
-----	-----	-----	------	-----	-------

推進委員

鷺宮 4	鈴 木	秀 政 君	鷺宮 6	野 本	謙 一 君
------	-----	-------	------	-----	-------

事務局

副 部 長	高 田	健 一	事務局長	田 中	智 也
副 主 幹 兼 係 長	村 田	直 洋	主 任	黒 須	一 宏
主 任	松 崎	宣 幸	主 事	横 山	玲 央

午後 2時30分

◎開会の宣告

○事務局長（田中智也君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより第11回農業委員会総会を始めさせていただきます。

皆様、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、5番、川鍋委員さんが欠席とのご連絡をいただいております。

それでは、初めに長谷川会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（長谷川 勲君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第3に入ります。

議事録署名人の指名を行います。私のほうから指名させていただきます。6番、柴崎委員、7番、高橋眞一委員、よろしく願います。

◎経過報告

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、日程第4、経過報告に入ります。

事務局長、願います。

○事務局長（田中智也君） それでは、前回の農業委員会総会より本総会開催前までの経過について、ご報告いたします。着座にて失礼させていただきます。

総会議案3ページを御覧ください。初めに、3月28日、先進地視察研修といたしまして、東松山市毛塚地区圃場へ長谷川会長をはじめ事務局職員を含めた16名が出席いたしました。研修内容としましては、御覧のとおりでございます。

次に、4月11日、13日、14日の3日間、埼玉県農業会議主催による市町村農業委員会等新任職員研修会が、あけぼのビル、埼玉教育会館及びウェブで開催され、松崎主任と私が出席いたしました。研修内容は御覧のとおりでございます。

次に、4月12日、埼玉県農林部農業政策課主催による、令和5年度第1回農地調整事務新任担当者研修会がウェブにて開催され、松崎主任と私が出席いたしました。研修内容は御覧のとおりでございます。

次に、4月17日、埼玉県農林部春日部農林振興センター主催による農地調整事務新任担当者研修会がウェブにて開催され、松崎主任と私が出席いたしました。研修内容は御覧のとおりでございます。

経過報告につきましては以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局長より経過報告の説明がございました。今月の経過報告について何か質問がございましたら、お受けします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

続いて、農業委員さんの方から皆様に周知しておくべき事項等がありましたらご報告願います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎議案第49号

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程第5、議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程しま

す。

村田係長、お願いします。

- 副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の6ページお開き願えたらと思います。申請書番号231301、譲受人、譲渡人ともに所久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、所久喜地内の畑1筆、343平米でございます。権利の内容は、贈与によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を35アール耕作しており、取得後につきましては麦の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号231302、譲受人、譲渡人ともに所久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、所久喜地内の畑2筆、合計832平米でございます。権利の内容は、贈与によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を33アール耕作しており、取得後につきましては野菜の作付を予定しているというものでございます。

続きまして、議案書7ページ、申請書番号232301、譲受人、譲渡人ともに菖蒲町上栢間在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町上栢間地内の畑2筆、合計1,437平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を115アール耕作しており、取得後につきましては野菜の作付を予定しているということでございます。

以上3件について、所有農地について良好に耕作されており、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、全部効率利用要件等の許可要件は全て満たす申請内容となっております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

- 会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

- 14番（野口和幸君） では、ご説明いたします。14番、野口でございます。4月20日に杉田委員と現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号231301番でございまして、総会資料と併せて御覧いただきたいと思います。申請地は、経営拡大を目的に久喜菖蒲工業団地の大林道路アスファルト混合所東側に位置しております。農地の状況は、畑地で整地されておまして、取得後も適正に耕作するものと思われまます。

続きまして、申請書番号231302番でございます。総会資料は2になります。申請地は経営拡大を目的に、久喜ライスセンター西に位置し、松の木公園より南に200メートル入った位置にあります。農地の状況は畑で耕うんされており、取得後も適正に耕作するものと思われまます。

以上でございます。

- 4番（岡田 武君） 4番、岡田です。4月20日に高橋委員と現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号232301番は、申請地は栢間小学校から北西に800メートルほどの集落内に位置しております。農地の状況は、畑できれいに整地してありました。それともう一つは、ちょっと離れておまして、栢間小学校から北西に1,000メートルほどの集落内に位置しております。農地の状況は畑で、野菜が作付してありました。申請者世帯の耕作状況や農機具の所有状況から、申請地は取得後も適正に耕作すると思われまます。

以上2案件について、申請書内容及び現地の状況から許可相当であると判断しました。

以上です。

- 会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいまの2人の委員会からの調査報告について質問をお受けします。

〔「なし」と言う人あり〕

- 会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。
直ちに討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

- 会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論を打ち切ります。
採決に入ります。

議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

- 会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案50号

- 会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第50号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。
事務局に説明を求めます。
村田係長、お願いします。

- 副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第50号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書の9ページ、申請書番号231401、申請者は江面在住の方となっております。土地の表示につきましては、江面地内の畑3筆、合計550平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で追認案件でございます。敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から宅地への進入路や物置の敷地として使用しておりましたが、昭和47年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号234402、申請者はさいたま市在住の方となっております。土地の表示につきましては、東大輪地内の畑1筆、147平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で追認案件でございます。敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から物置の敷地として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

- 会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

- 14番（野口和幸君） それでは、ご説明いたします。農地法第4条231401番でございます。総会資料は4になります。申請地は、住宅敷地の拡張の追認、東北道料金所より南西に約400メートルの位置にあります。周囲は、住宅地に囲まれ、南側が市道となっています。従前より利用されており、追認事項として問題はないと思われま。以上でございます。

- 会長（長谷川 勲君） はい。

- 12番（坂巻昭一郎君） 12番、坂巻でございます。4月20日に現地の確認を行わせていただきましたので、ご報告いたします。

申請書番号234402、資料の5番です。申請地は、市立の桜田小学校から北へ300メートルほどの集落内に位置しておりまして、周囲に御覧のように、塀とコンクリに囲まれた中にありまして、北側が宅地、東側も宅地、南側も宅地

と、西側が市道になっております。被害防除あるいは排水につきましても、以前と何ら変わりなく、特に周囲に被害を及ぼすことはないと思われまふ。この案件につきましても、申請書類及び現地の状況から許可相当と判断いたしたいと思ひます。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。ただいま2人の委員からの調査報告について、質問をお受けします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。
討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論を打ち切ります。
採決に入ります。

それでは、議案第50号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第51号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。
事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書の11ページ、申請書番号231501、譲受人はさいたま市在住の方、譲渡人は、吉羽在住の方となっております。土地の表示につきましては、吉羽地内の田2筆、合計251平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子と共に市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってきたことから、譲受人の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号231502、譲受人は北海道札幌市在住の方、譲渡人は東京都豊島区在住の方となっております。土地の表示につきましては、青毛地内の畑1筆、376平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、申請地の前面道路に上下水道管が埋設されており、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつおおむね500メートル以内に2以上の医療施設が存在することから、第3種農地と判断しております。譲受人は、現在市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、このたび勤務先が東京近郊に異動となり、また子供も大きくなってきたことから家を持ちたいと考え、交通網の整備された通勤するのにも便利な当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、12ページ、申請書番号231504、譲受人はさいたま市見沼区に本店を置き、運送業等を行っている法人となります。譲渡人については、除堀在住の方となっております。土地の表示につきましては、除堀地内の田2筆、合計548平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります駐車場を目的とした雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しておりま

す。譲受人は、現在の営業所については最寄りの久喜、白岡駅からバスが出ておりますが、本数も少なく、また、バス停から遠いなど不便を来しており、そのため自家用車で通勤を希望する社員が多い状況ですが、希望する台数の駐車場を確保することも困難な状況となっております。今回近隣で土地を探していたところ、現在営業している近隣の所有者から了承が得られたことから今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、議案書の12、13ページ、申請書番号231505、譲受人は戸田市に本社を置き、土木業などを行っている法人となります。譲渡人は原在住の方ほか10名となっております。土地の表示につきましては、原地内の田20筆、畑7筆、合計10,959平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農地改良のための一時転用で、転用期間が9か月間となっております。農地の区分は、農用地区域でございますが、農地改良のための一時転用になりますので、農地法施行令第11条の規定に基づき不許可の例外が適用されるものでございます。当該申請地全体が水はけが悪い等の理由により休耕状態ですが、盛土、整地等を行い優良農地に変え、畑として利用したいとのことでの農地改良となっております。工法は、現在の表土の下に新たに搬入する土を入れる、いわゆる天地返しによるものでございます。掘削の深さが100センチ、現況面より30センチから100センチまでのかさ上げを行う計画でございます。搬入土は、菖蒲町柴山枝郷のストックヤードに保管してある建設現場で発生した一般建設残土であり、農地改良後は野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、14ページ、申請書番号231506、譲受人は西大輪4丁目在住の方、譲渡人は野久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、野久喜地内の畑2筆、合計419平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と共に市内の賃貸住宅にて生活をしておりますが、将来、子供をもうけることを考えると、現在の住まいでは手狭になってしまうことから、譲受人の実家や勤務先へ通いやすい当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号231507、譲受人は春日部市在住の方ほか1名、譲渡人は野久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、野久喜地内の畑1筆、347平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と共に市外の賃貸住宅にて生活をしておりますが、将来子供をもうけることを考えると現在の住まいでは手狭になってしまうことから、譲受人が実家に通いやすい当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号231508、譲受人はさいたま市在住の方、譲渡人は野久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、野久喜地内の畑1筆、499平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供と共に市外の賃貸住宅にて生活をしておりますが、子供の成長に伴い、現在の住まいでは手狭になってしまうことから、譲受人の勤務先へ通いやすい当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、15ページ、申請書番号231509、譲受人は東京都立川市在住の方、譲渡人は野久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、野久喜地内の畑1筆、373平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供と共に市外の寮にて生活をしておりますが、子供の成長に伴い、現在の住まいでは手狭になってしまうことから、譲受人の実家へ通いやすい当該

申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号231510、譲受人は川口市在住の方、譲渡人は野久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、野久喜地内の畑1筆、340平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供と共に市外の賃貸住宅にて生活をしておりますが、子供の成長に伴い、現在の住まいでは手狭になってしまうことから、譲受人の実家へ通いやすい当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号231511、譲受人はさいたま市在住の方ほか1名、譲渡人は野久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、野久喜地内の畑1筆、479平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と共に市外の賃貸住宅にて生活をしておりますが、将来子供をもうけることを考えると現在の住まいでは手狭になってしまうことから、譲受人の実家が近い、当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、議案書の16ページ、申請書番号231512、譲受人は上内在住の方、譲渡人は久喜東4丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、野久喜地内の畑1筆、300平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在夫と共に市内の賃貸住宅にて生活をしておりますが、海外勤務の子供家族が日本に帰国し、現在の住まいを譲り渡すこととなったため、次の住まいを探していたところ、譲受人の勤務地に近い当該申請地の所有者から了承が得られたことから、自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号232501、譲受人はさいたま市に本社を置き、土木工事業等を行っている法人となります。譲渡人は、菖蒲町小林在住の方ほか7名となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の田8筆、合計1,382平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農地改良のための一時転用で、転用期間が9か月間となっております。農地の区分は、農用地域でございますが、農地改良のための一時転用でありますので、農地法施行令第11条の規定に基づき不許可の例外が適用されるものでございます。当該申請地では、現在低用地で水はけも悪く、耕作しづらいため、盛土、整地等を行い、優良農地に変え、畑として利用したいとのことでの農地改良となっております。工法は、天地返しによるものでございまして、掘削の深さが100センチ、現況面より125センチのかさ上げを行う計画でございます。搬入土は、菖蒲町柴山枝郷のストックヤードに保管してある建設現場で発生した一般建設残土であり、農地改良後は麦の作付を予定しているということでございます。

続きまして、17ページ、申請書番号232502、譲受人、譲渡人ともに菖蒲町三箇在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町三箇地内の畑1筆、300平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供と共に市内の賃貸住宅にて生活をしておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまうことから、譲受人の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号233501、譲受人は東京都千代田区に本店を置き、不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については、北広島在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、間鎌地内の田3筆、合計1,961平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用

申請でございます。農地の区分につきましては、申請地から300メートル以内に栗橋総合支所があるため第3種農地と判断しております。公共施設や学校からも近い利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、申請地を含めた開発区域に5棟の建売住宅を販売する予定となっております。

続きまして、18ページ、申請書番号233502、譲受人は東京都練馬区に本店を置き、不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については、間鎌在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、間鎌地内の田2筆、合計852平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、申請地から300メートル以内に栗橋総合支所があるため第3種農地と判断しております。周辺には住宅が多く建ち並び、閑静な住宅地で子育てする上でこの上ない立地などの理由により当該申請地を選定したとのことでございます。今回は2棟の建売住宅を販売する予定となっております。

続きまして、申請書番号233503、譲受人は東京都西東京市に本店を置き、不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については、伊坂南1丁目在住の方ほか2名となっております。土地の表示につきましては、松永地内の田5筆、合計3,220平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。公共施設やショッピングモールが近隣に点在し、利便性に富んでいる当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、申請地を含めた開発区域に9棟の建売住宅を販売する予定となっております。

続きまして、19ページ、申請書番号233504、譲受人は東京都千代田区に本店を置き、不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については、小右衛門在住の方となっております。土地の表示につきましては、小右衛門地内で畑1筆、67平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。幹線道路や駅からも近い利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、申請地を含めた開発区域に1棟の建売住宅を販売する予定となっております。

続きまして、申請書番号234502、譲受人は上尾市に本店を置き、不動産売買等を行っている法人、譲渡人は西大輪1丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、東大輪地内の畑1筆、895平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。駅や幹線道路からも近いなど、交通利便性のよい住環境に恵まれた当該申請地を選定したとのことでございます。今回は2棟の建売住宅を販売する予定となっております。

続きまして、20ページ、申請書番号234503、譲受人、譲渡人ともに八甫在住の方となっております。土地の表示につきましては、八甫地内の畑1筆、田1筆、合計463平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在実家にて両親と共に生活しておりますが、独立した生計を営むことを考え、高齢になる両親を面倒見やすいよう譲受人の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号234504、譲受人は桜田2丁目在住の方ほか1名、譲渡人は西大輪在住の方となっております。土地の表示につきましては、西大輪地内の畑1筆、64平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市内のマンションにて生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまうことから、現在の住まいを売却し、譲受人の勤務地へ

通いやすい当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号234505、譲受人、譲渡人ともに西大輪在住の方となっております。土地の表示につきましては、西大輪地内の畑2筆、合計406.99平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市内の実家にて生活をしておりますが、現在の住まいが老朽化して、先行きに不安を感じるため、現在の住まいに近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、21ページ、申請書番号234506、譲受人は久喜中央2丁目に本店を置き、不動産売買等を行っている法人、譲渡人は外野在住の方となっております。土地の表示につきましては、外野地内の田2筆、合計1,231平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。駅からも近いなど交通の利便性のよい住環境に恵まれた当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、申請地を含めた開発区域に3棟の建売住宅を販売する予定となっております。

続きまして、申請書番号234507、譲受人は久喜中央2丁目に本店を置き、不動産売買等を行っている法人、譲渡人は栄1丁目在住の方ほか2名となっております。土地の表示につきましては、八甫地内の畑4筆、合計994平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。駅からも近いなど、交通の利便性のよい住環境に恵まれた当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、3棟の建売住宅を販売する予定となっております。

続きまして、22ページ、申請書番号234509、譲受人は東京都練馬区に本店を置く、不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については、外野在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、外野地内の畑2筆、合計1,205平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。周辺には住宅が多く建ち並び、閑静な住宅地で子育てする上で、この上ない立地などの理由により当該申請地を選定したとのことでございます。今回は3棟の建売住宅を販売する予定となっております。

続きまして、23ページ、申請書番号234511、譲受人は桜田3丁目在住の方、譲渡人は外野在住の方となっております。土地の表示につきましては、外野地内の畑1筆、407平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市内のマンションにて生活をしておりますが、マンション住まいですと、老後に階段の上り下りに不便になることが考えられるため、現在の住まいを売却し、当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号234512、譲受人は朝霞市在住の方、譲渡人は八甫在住の方となっております。土地の表示につきましては、八甫地内の田2筆、合計315平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市外の賃貸住宅にて生活をしておりますが、自然に囲まれた環境のよい場所で子育てをしたいと考え、譲受人の勤務先へ通いやすい当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、24ページ、申請書番号234513、譲受人は東京都江東区に本店を置き、不動産売買等を行っている法人

となります。譲渡人については、鷲宮6丁目在住の方ほか2名となっております。土地の表示につきましては、東大輪ほか地内の畑11筆、合計2,287.23平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建築条件付売買予定地のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。公共施設や商業施設からも距離が近いなど、利便性のよい当該申請地を選定したとこのことでございます。今回は、当該申請地を含めた開発区域に6棟の建築条件付住宅を販売する予定となっております。

続きまして、申請書番号234514、譲受人は白岡市在住の方、譲渡人は西大輪在住の方となっております。土地の表示につきましては、西大輪地内の田2筆、畑1筆、合計295平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻とともに市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、将来子供をもうけることを考えると現在の住まいでは手狭になってしまうことから、譲受人の実家が近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、25ページ、申請書番号234515、譲受人は東京都台東区在住の方、譲渡人は八甫2丁目在住の方ほか2名となっております。土地の表示につきましては、八甫地内の畑3筆、合計462平米でございます。申請の内容については、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供と共に市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったことから、譲受人の妻の実家に近い、当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号234516、譲受人は北本市在住の方、譲渡人は西大輪在住の方となっております。土地の表示につきましては、西大輪地内の田1筆、畑1筆、合計296平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と共に市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、将来子供をもうけることを考えると現在の住まいでは手狭になってしまうことから、譲受人の勤務地へ近いやすい当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

以上、いずれの申請者も立地基準及びその他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない申請内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番（野口和幸君） ご説明いたします。農地法5条の231501番です。総会資料は6になります。申請地は、自己用住宅を目的に、久喜駅東口より約1.5キロに位置し、いちょう通りの東に入った場所でございます。周囲は、西側に道路、北と東が畑です。南は住宅となっております。周辺農地に影響はないと思われま。

続きまして、申請書番号231502番でございます。総会資料は7になります。申請地は、自己用住宅を目的に久喜東中学校の北、約400メートルに位置し、周囲は南側に住宅、入り口道路と申請地及び北側は造成中でした。周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま。

続きまして、申請書番号231504番、総会資料は8になります。申請地は駐車場の設置目的に、久喜菖蒲工業団地昭和沼の南、約500メートルで圏央道沿いの国道に接した位置にあります。周囲は、東側に道路、南西に住宅、ほかは田んぼとなっております。被害防除につきましては、周囲を土留めブロック3段積みにし、周辺農地に被害を及ぼすこ

とはないと思われます。

続きまして、申請書番号231505番です。総会資料は9になります。申請地は農地改良を目的に、久喜市原地内の県道春日部・菖蒲線と黒沼用水の間、約11,000平米の田畑でございます。水はけが悪いことから今回盛土をいたしまして、耕作地として利用を図るもので周囲に影響を及ぼすことはないと思われます。

続きまして、申請書番号231506、これは6棟が造成地になっておりまして、231506から231511番の6か所をまとめて隣接しておりますので、まとめてご説明いたします。総会資料は10番から15番になります。申請地は、自己用住宅地を目的に久喜工業高校より北へ150メートルに位置しております。北東の造成地として北と南が公道、西の一部に住宅地、ほかは畑になっております。各造成地の境にはコンクリートブロックを設け、排水は合併浄化槽で処理するため、隣地に影響はないと思われます。

続きまして、申請書番号231512番です。総会資料は16になります。申請地は、自己用住宅を目的に東北新幹線の東側で住宅地内に位置しています。北側に公道、東側に市道、南側に畑、西側は住宅地になっています。上下水道ともに完備していますので、周囲には影響ないと思われます。

以上11案件につきましては、申請内容及び現地の状況を確認いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○4番（岡田 武君） 4番、岡田です。4月20日に高橋委員と現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号232501番、申請地は小林小学校より南西に300メートルほどの農地改良済みの一角にあり、水田で雑草が生えています。農地改良後の仕上がりについては被害防除のための法面を、素掘り側溝については県の要綱に規定された範囲内となっており、周囲の農地に被害を及ぼす影響はないと思われます。

申請書番号232502番、申請地は長龍寺幼稚園より東に300メートルほどの集落内に位置しております。周囲は、北側が宅地、東側が畑、南側が市道、西側が宅地となっております。現況は、きれいに耕してありました。被害防除については、周囲にコンクリートブロックを積み、土留めを設置する計画となっております。排水については、合併浄化槽を設置し、申請地の南側の道路側溝に接続する計画となっております、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

以上、この案件については、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断しました。

以上です。

○3番（池田庄司君） 3番、池田でございます。4月22日に現地調査を行いましたので、報告させていただきます。

申請書番号が233501番、総会資料ですと19をお開きください。申請地につきましては、栗橋総合支所から南東へ300メートルほどの集落に位置しております。農地の状況でございますが、休耕田でございまして、草刈りもされており、保全管理もされておりました。申請地の周囲につきましては、北側が市道栗橋424号線、東側が宅地、南側も宅地で、JAみずほ栗橋支店がございます。西側が宅地となっております。申請地に隣接する耕作農地はございませんけれども、開発区域の外周をコンクリートブロック等で囲みまして、周辺農地に土砂等の流出がないように対処をしております。被害防除につきましては、下水道が整備されていないというようなことから、合併浄化槽を設置して、道路側溝に排水する計画となっておりますして周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

続きまして、申請書番号233502番、総会資料ですと20をお開きください。申請地につきましては、栗橋総合支所の東側に隣接した集落に位置しております。農地の状況でございますが、休耕田でございまして、草刈りもされており、保全管理がされておりました。周囲は、北側が市道栗橋422号線、東側が宅地、南側が農地、西側が市道栗橋423号線となっております。被害防除につきましては、開発区域の外周をコンクリートブロック等で囲みまして、周辺農地に土砂等の流出がないように対処されております。なお、住宅ごとに合併浄化槽を設置をいたしまして、道路側溝に排

水する計画となっております。

続きまして、申請書番号233503番、総会資料ですと21をお開きください。申請地は、栗橋文化会館イリスから北側に200メートルほどの集落に位置しております。周囲は、北側が宅地及び農地です。東側が鉄道用地、JR宇都宮線、南側が宅地、西側が市道の栗橋46号線となっております。被害防除につきましては、コンクリート塀を施工いたしまして、周辺の農地や作物に影響がないような対処をされております。また、排水につきましては、住宅ごとに合併浄化槽を設置しまして、道路側溝に排水する計画となっております。

続きまして、申請書番号233504、資料ですと22をお開きください。申請地は、栗橋総合支所から東に1,300メートルほどの集落に位置しております。集落内には白元アース埼玉工場がございます。農地の状況でございますが、畑で整地をされておりました。申請地の周囲につきましては、北側が市道栗橋328号線、東側が宅地、南側、西側ともに宅地となっております。なお、この申請地だけでは開発行為の敷地面積を満たさないということから、西側の宅地を合わせて開発行為とする計画となっております。申請地に隣接する耕作農地につきましてはございませんけれども、開発区域の外周をコンクリートブロック等で囲みまして、周辺農地に土砂等の流出がないような対処がされております。被害防除につきましては、合併浄化槽を設置をして北側の市道、横の水路に排水する計画となっております。周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま。

以上4案件につきましては、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断をいたしました。

○12番（坂巻昭一郎君） 12番、坂巻でございます。4月20日に現地の確認をさせていただきましたので、ご報告申し上げます。

申請番号234502、資料23でございます。こちらにつきましては、介護老人保健施設桜田から200メートルほどの集落内に位置しております。北側が宅地、東側が市道、南側が宅地、西が市道ということで、市道に沿った200メートルのところでございます。被害防除につきましては、合併処理浄化槽、最終ます等の新設が計画されております。また、この排水につきましても、U字側溝に接続するというので、周囲に被害を及ぼすことはないと思われま。

申請書番号234503番、こちらは鷺宮総合支所から800メートルほどの集落内に位置しております。北側が宅地、東側が畑、宅地造成ということです。南側が市道、西側も市道ということでございます。こちらにつきましても、合併処理浄化槽、あるいは外構工事等、このような計画をされておるようございまして、排水につきましても、U字側溝への放流ということで周囲に被害を及ぼすことはないと思われま。

続きまして、234504、資料が25ですか。こちら、申請地、鷺宮総合支所南東へ500メートルほどの集落内にありまして、北側が畑、東側が宅地、南側が畑、西側が畑という状況でございます。被害防除につきましては、屋外給排水設備、あるいは合併浄化槽、並びに2段積みのフェンス、これらの計画になっております。排水につきましても、U字側溝への接続ということになっておりまして、周囲に被害を及ぼすことはないかと思われま。

続きまして、234505、資料の26でございます。申請地は、こちらも鷺宮総合支所南東へ500メートルほどの集落内に位置しております。周囲の状況につきましては、北側が宅地予定地ということです。それと、東側が宅地、南側が宅地、西側が宅地というふうになっております。被害防除につきましても、合併処理浄化槽、あるいは外構工事等の工事を計画をされておりまして、排水につきましてはU字側溝に排出をいたしますということでございまして、特に周囲に被害を及ぼすことはないと思われま。

続きまして、申請書番号234506、こちらにつきましては建て売りの3棟です。弦代公園、南へ100メートルほどの集落内にございまして、周囲は北側が宅地、東側が畑及び宅地予定地、また、南側が市道、西側が宅地というふうになっております。被害防除につきましては、こちら、貯留槽の浸透施設工事、あるいは最終ます、合併処理浄化槽、これらの工事を計画をされておりまして、排水につきましてもU字側溝に接続するというようになっておりますので、

特に周囲に被害を及ぼすことはないかと思われます。

続きまして、234507、こちらにつきましても、建て売りの3棟になっております。鷺宮総合支所東へ約1キロほどの集落内にございまして、周囲の状況につきましては、北側が市道、東側が市道及びJR宇都宮線の軌道になっております。また、南側が宅地、西側が宅地のございしました。被害防除につきましては、貯留浸透施設、あるいは最終まです、これらの工事はコンクリート2段ブロック積み工事、これらの計画になっておりまして、排水につきましては、U字側溝に接続するということになっておりますので、周囲に被害を及ぼすことはないと思います。

続きまして、234509、資料のほうは29になります。こちら建て売りの3棟の計画になっております。申請地は、JR東鷺宮駅南へ約500メートルほどの集落内に位置しておりまして、周囲の状況は北側が宅地、東側が畑、野菜が植わっております。また、南側が市道、西側が市道ということでございまして。こちらにつきましても、合併処理浄化槽、あるいは4段積みのブロック工事、雨水浸透処理、これらが計画されておりますし、また、排水につきましても、既設のU字側溝に接続をするということになっておりますので、周囲に被害を及ぼすことはないかと思われます。

続きまして、234511、資料の30になります。こちら自己用住宅、現状野菜畑になっておりますけれども、申請地はJR東鷺宮駅から南東600メートルほどの集落内に位置しております。周囲の状況、北側が宅地、東側が畑と宅地になっております。南側が市道、西側は市道、こういう状況でございます。被害防除につきましては、屋外給排水設備、合併処理浄化槽、あるいは外構工事、これらが新設の計画をされておまして、排水につきましても、既設のU字側溝に接続をするということになっております。特に周囲に被害を及ぼすことはないと思います。

続きまして、234512、こちらにつきましても、自己用住宅になっておりまして、申請地は鷺宮総合支所から東へ600メートルほどの集落内に位置しております。北側が宅地、東側が宅地、南側も宅地、西側も宅地ということで、周囲は宅地に挟まれた造成地になっております。こちらにつきましても、被害防除につきましては、合併処理浄化槽、あるいはコンクリートブロック、外構工事、これらが計画されておまして、排水につきましては、南側の水路に接続するということが計画をされております。そのため、周囲に特に被害を及ぼすことはないかと思えます。

続きまして、234513、資料32です。建売住宅6棟の計画。こちらにつきましても、鷺宮総合支所から東へ200メートルほどの集落内に位置しております。周囲の状況は、北側が宅地及び市道、東側が畑、これはちょっと高台になっております。南側が市道及び宅地、西側が市道ということになっております。被害防除につきましては、これはもう合併処理浄化槽、雨水浸透施設、これらが計画をされておまして、排水につきましてもU字側溝への接続ということで、特に周囲を被害を及ぼすことはないかと思われます。

続きまして、234514、資料33です。こちらにつきましても、自己用住宅の計画でございます。申請地、鷺宮総合支所から南へ1,200メートルほどの集落内に位置しております。周囲の状況は、北側が宅地、東側が畑、南側が畑、西側が市道となっております。こちらにつきましても、合併処理浄化槽、あるいは雨水浸透ます、これらが新設の計画をされております。また、コンクリートブロック4段積み等の計画もあるようでございまして。排水につきましても、U字側溝への接続ということで、特に周囲に被害を及ぼすことはないかと思われます。

続きまして、234515、資料が34になります。これは1棟です。鷺宮総合支所から東へ700メートルほどの集落内に位置しております。北側が市道、東側が畑、南側が畑、西側が宅地になっております。被害防除につきましては、合併処理浄化槽、雨水ます、コンクリートブロック2段積み、これらが計画をされております。排水につきましては、U字側溝に接続するという建て売りの計画でおりますので、周囲に被害を及ぼすことはないかと思われます。

申請番号234516、資料35です。こちらにつきましても、建て売りの案件ということになっておりまして、鷺宮総合支所から南へ400メートルほどの集落内、北側が畑、宅地の造成申請予定地、それから東側が畑、南側が畑、西側が市道ということになっております。被害防除につきましても、これらも合併処理浄化槽、雨水ます、あるいはコンクリ

ートブロックの4段積み、これらの計画となっておりました。排水につきましても、U字側溝に接続ということになっておりますので、周囲に被害を及ぼすことはないと思います。

以上の案件につきましては、申請書類及び現地の状況から許可相当と判断をいたしました。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） どうもありがとうございました。

ただいま4人の委員からの調査報告について質問をお受けします。

岸田委員さん。

○2番（岸田一男君） 1つ教えてもらいたいのですが、田畑転換、農地転用の際に柴山枝郷の建設残土を使いますよという事務局の説明がありましたけれども、これはどういう土なのでしょう。何か2回ほどそういう話があったもので、ちょっとお尋ねしたい。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、お願いします。

○主任（黒須一宏君） 事務局、黒須でございます。ちょうど見えるか分からないのですが、すぐそこなのですけども、ストックヤードなのです。土をいっぱいそこで、運んできて、建設残土ですか、良質土をそこにストックをしていると。そこに置いてある土を農地改良のときに、そこから持ってくるというような役割をしている、そういうストックヤードのところになっています。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） 岸田委員さん。

○2番（岸田一男君） もう一点追加で、その土は申請すると頂けるのですか。申請すると、有料か無料か。農地転用して、田畑転換、ただ、最後まで。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、お願いします。

○主事（横山玲央君） その土を農地に入れるときに、その費用がかかるのかどうかということですよ。

○2番（岸田一男君） そうです。

○主事（横山玲央君） 残土の費用としては、かかりません。特に業者はその土を買うわけではないそうです。

○2番（岸田一男君） そうすると、今回外に申請地ありましたね、小林のところ。それを使う。その考え方ということですか。

○主事（横山玲央君） その考え方でよろしいかと思えます。

○2番（岸田一男君） 分かりました。ありがとうございます。

○会長（長谷川 勲君） それでは、そのほかに質問はございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第52号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第52号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第52号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、28ページ御覧いただければと思います。今月5件の申出を受けておりまして、新規案件3件でございます。

それでは、新規案件についてご説明させていただきます。

初めに、申請書番号、菖蒲の1番、利用権を設定する農地が菖蒲町菖蒲地内の田1筆、1,008平米でございます。借手は桶川市に事務所を置く法人、貸手は北中曽根在住の方となっております。設定する利用権は、使用貸借権の設定で、水稻作付5年間を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、栗橋の1番、利用権を設定する農地が北広島地内の畑2筆、合計1,249平米でございます。借手は南栗橋10丁目在住の方、貸手が南栗橋3丁目在住の方となっております。設定する利用権がともに使用貸借権の設定で、普通畑5年間を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、鷲宮1番、2番、借手が同じため一括してご説明させていただきます。利用権を設定する農地が八甫2丁目ほか地内の畑5筆、4,548平米でございます。借手が八甫2丁目事務所を置く法人、貸手が八甫2丁目ほか在住の方となっております。設定する利用権が賃貸借の設定、水稻作付5年間、賃借料が反当たり、玄米30キログラムほかを予定しているものでございます。

以上が今月の新規案件の説明となりまして、今月の利用権設定面積が新規、再設定合わせて61筆、4万9,271平米でございます。

久喜市農用地利用集積計画の決定についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

新規案件のものについては、担当地区の推進委員さんより経営状況の報告をいただきたいと思っております。

なお、農地中間管理事業に伴う埼玉県農林公社への貸付けのものは、報告は省略します。

初めに、菖蒲1番の借手につきましては、市外の法人のため、事務局よりお願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 申請書番号、菖蒲の1番、借手の方については桶川市に事務所を置く法人のため、桶川市の農業委員会へ経営状況等を確認したところ、現在従業員5名、水稻及び野菜を合計219アール桶川市のほうで耕作しており、良好に耕作管理され、積極的に営農活動をされているとの報告を受けております。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、栗橋1番の借手につきましては、また、これも事務局よりお願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 栗橋の1番のほうなのですけれども、籠宮委員さんのほうから、報告を受け取っておりますので、読ませていただきます。

利用権を設定する農地の借手の方、南栗橋にお住まいで、農地利用最適化推進委員として尽力をいただいております。農業に熱心な方で、紅あずまや安納芋などのサツマイモやカボチャなどを作付されて、耕運機やトラクター、ビニールハウスなども所有し、毎日のように天気の良い日は従事されており、農地の管理も適正に行われているとの報告を受けております。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、鷺宮1番、2番の借手につきましては、鷺宮4地区の鈴木推進委員さんよりお願いします。

○鷺宮4（鈴木秀政君） 推進委員の鈴木です。借手の経営状況なのですが、耕作面積83アールを良好に管理されており、地域との関係もよく、地域の中心的役割として、担い手として活躍されています。特に問題ないです。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

以上で新規案件の報告を終わります。

それでは、質問をお受けをいたします。

1番、杉田委員。

○1番（杉田孝行君） 1番、杉田です。鷺宮の1、2の中で、法人ということで、もし差し支えなければ機械の状況なり、人員等が分かれば教えていただければと思います。

○会長（長谷川 勲君） では、鈴木推進委員さん。

○鷺宮4（鈴木秀政君） 機械の状況というか、全て大型化しております。乾燥機なども三、四台ありますし、兄弟で力を合わせてやっております。忙しいときはパートの方を頼んで4人ぐらいでやっております。

○1番（杉田孝行君） ありがとうございます。今後、鷺宮地区でも、なかなか農業ができない方については、この法人に委託することは可能なのですか。

○鷺宮4（鈴木秀政君） 法人が鷺宮に2件ありますので、まだ今のところ何とかかなかなと思っています。

○1番（杉田孝行君） ありがとうございます。

○会長（長谷川 勲君） 早野委員。

○17番（早野公夫君） 私も調査しましたが、合併する前、町の委託でもってこの法人はやっていたものですから、問題ないです。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

そのほかに質問はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） では、なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、議案第52号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第53号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第53号 久喜市農用地利用配分計画の原案についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第53号 久喜市農用地利用配分計画の原案について、議案書の30ページから32ページまでになります。

初めに、30ページ、久喜の1番及び32ページ、菖蒲3番が借手も同じたため一括して説明させていただきます。

認定を受ける農地が下早見ほか地内の畑5筆、田5筆、合計5,549平米となります。借手の方が菖蒲町小林に事務

所を置く法人で、現在水稲及び野菜を合計で3,077アール耕作しております。設定する権利が使用貸借権の設定で、久喜の1番については、普通畑3年2か月間、菖蒲の3番については6年間となっております。

続きまして、30ページの菖蒲の1番、設定を受ける農地が菖蒲町柴山枝郷ほか地内の田11筆、合計で16,859平米でございます。借手の方が菖蒲町小林に事務所を置く法人で、現在水稲及び野菜を合計で2,636アール耕作しております。設定する権利が貸借権の設定で、水稲作付6年間ほか、賃借料が反当たり6,300円ほかとなっております。

続きまして、31ページ、32ページ、菖蒲の2番、設定を受ける農地が菖蒲町柴山枝郷地内の畑23筆、合計11,957平米でございます。借手の方が東京都中央区に事務所を置く法人で、現在水稲及び野菜を合計で981アール耕作しております。設定する権利が貸借権及び使用貸借権の設定で、普通畑6年間、賃借料が反当たり5,000円ほかとなっております。

続きまして、32ページ、菖蒲の4番、設定を受ける農地が菖蒲町小林地内の田1筆、4,850平米でございます。借手の方が菖蒲町小林在住の方で、現在水稲及び野菜を合計で1,354アール耕作しております。設定する権利が貸借権の設定で、水稲作付10年間、賃借料が反当たり10,300円となっております。

久喜市農用地利用配分計画の原案についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

議案第53号 久喜市農用地利用配分計画の原案について、賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定いたします。

◎報告事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案書の34ページ、農地法第4条の届出でございます。今月は5件の農地法第4条の届出を受理しております。市街化区域内の届出となっております。

続きまして、37ページから39ページまで、農地法第5条の届出でございます。こちらについては、今月7件、農地法第5条の届出を受理しており、いずれも市街化区域内の届出となっております。

続きまして、41ページ、農地法第5条の許可の取消の届出でございます。今月は取消の届出が2件提出されており、こちらについては、令和4年の6月及び令和5年の3月に、いずれも建売住宅建築のための農地法第5条の許可がなされた案件ですが、計画変更のため、取消の届出が提出されたものでございます。

続きまして、43ページから47ページまで、農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月6件の届出を受理しており、相続を原因とする届出となっております。

続きまして、議案書の49ページ、農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月2件の合意解約に係る通知が提出されております。

続きまして、51ページ、時効取得を原因とする所有権移転の通知についてでございます。こちらは時効取得による所有権移転登記に関する通知が法務局から1件届けられております。

報告についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま報告の説明がありました。

何か質問がございましたら、お受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎協議事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第8、協議事項に入ります。

今回は、あらかじめ協議事項ということで予定をしていた事項はございませんが、農業委員の皆様から、これに関して何かございましたら、お受けいたします。

1番、杉田委員。

○1番（杉田孝行君） 1番、杉田です。まず1点目が、先ほど事務局長にお話を少ししたのです。「広報くき」の4月号の予算案についてということで、この中に農業予算が7億8,000万ぐらいだと思うのです。その中で、概要の中に農業委員会、農業振興などというのがあるのですが、農業委員がそんなに高額な報酬を頂いているのかというふうな解釈を受けるので、その辺は訂正していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

なお、このバックナンバーを見ても、そのようなものが記載されておりますので、早急に訂正できましたら、訂正をお願いをしていただければと思います。

2点目が、先般、研修視察ということで東松山の毛塚地区の圃場を研修されたわけでございます。その中で、向こうのご案内の中では、農業従事者の高齢化、また後継者不足による耕作放棄地が危ぶまれるので中間管理事業として土地の集約なり、集積を進めて区画の拡大を図って効率に努めるということであったわけでございます。

なお、この中で参加された農業委員、また推進委員の方々も、同様な問題を抱えているのではないかとと思われるわけでございます。しかし、現状ではどこがこれをサポートしてくれるのだから、農業振興課のどなたが担当しているか全く分からない状況であろうかと思っております。なお、大規模農家や担い手農家も高齢化して、耕作放棄地も年々増えてくるのではなかろうかという気がするわけでございます。従来では跡取りが農家を継ぐのが当たり前であったわけでございますけれども、その農家を継ぐ本人が、どこに自分の農地があるのか分からない状況であるかなという気がするわけでございます。関心が薄れてしまっているのではなかろうかという気がするわけでございます。

今後、どこの地域でも中核農家で、昨今は米とか価格が下がっているわけでございます。要するに、農家を諦めるという方々が年々増えてきているというような状況でございます。特に肥料が割高、生産自体が下がり気味ということがあるわけで、そんな中で農家も苦しい状況にあるのかなという気がするわけでございます。そういう中で、この農地が大型農家、また担い手農家にバトンタッチできるよう、我々もその支援をしていかねばならないかなと思うわけでございます。できるだけ、この事業については、市のほうでも中間管理機構の中で、振興センター、また、地元農家が手を携えていかなければ、この事業は進めていけませんので、今後も各委員の方が相談する場合にはぜひとも相談に乗ってほしいと思っております。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。私の方からも、今後、ちゃんと事務局から聞いてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

そのほかに質問はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） それでは、なしの声がありますので、打ち切ります。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第9、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定していた事項はございませんが、農業委員の皆様から、これに関して何かございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎閉会の宣告 午後 4時12分

○会長（長谷川 勲君） 以上をもちまして、本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和5年4月25日

久喜市農業委員会会長 長 谷 川 勲

署 名 委 員 柴 崎 行 雄

署 名 委 員 高 橋 眞 一